

阿波市告示第64号

地方自治法第231条の2の3第1項及び阿波市財務規則第48条の2の規定により指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項及び同規則48条の2第3項の規定により告示します。

令和8年4月1日

阿波市長 町田 寿人

- 1 (1) 指定納付受託者の住所及び名称  
東京都中央区日本橋本石町3-3-5 三友常盤橋ビル  
株式会社RCG
- (2) 指定納付受託者に指定した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 指定納付受託者に納付させる歳入の内容  
阿波市企業版ふるさと納税寄附金
- (4) 指定日  
令和8年4月1日
  
- 2 (1) 指定納付受託者の住所及び名称  
神奈川県横浜市西区高島2丁目19-12 スカイビル  
株式会社カルティブ
- (2) 指定納付受託者に指定した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 指定納付受託者に納付させる歳入の内容  
阿波市企業版ふるさと納税寄附金
- (4) 指定日  
令和8年4月1日